

発議案第1号

地域医療構想に関わる特別委員会設置に関する決議（案）

地域医療の課題解決を図るため、香川県議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

1 委員会の名称

地域医療構想に関わる特別委員会

2 委員会の任務

本委員会は、地域医療の課題解決を図るために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

3 委員会の権限等

(1) 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することができる。

(2) 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

4 委員の数

本委員会の委員の数は、10人とする。

以上、決議する。

令和6年4月30日

香 川 県 議 会